

維持管理事業補助金の申請について

組合管理地内の山林の維持管理事業にかかる費用の一部を組合で補助いたします。申請手順、補助対象等詳細については下記のとおりとなります。ご確認の上、組合まで申請ください。

- 1 対象事業 分収林契約地及び組合が認める団体名義の一般賃貸借契約地における除伐、下刈り、蔓切り、枝打ち、境界確認等の現場作業
- 2 交付金額 事業費の半額（補助上限 5 万円）
- 3 対象経費 **【領収書不要】** 人件費・車代（人工 1 人 8,000 円・車 1 台 3,000 円で算出）
※車は参加人数の 1/2 の台数まで計上可、乗り切れない場合は+1 台まで可とする。
【領収書、レシート必須】 刈払機等の燃料・境界杭・塗料・写真印刷・保険代等
※飲食代は経費に計上できません。
- 4 申請手順
 - (1) 実施日の 2 週間前頃までに作業実施日を組合へ連絡
※組合への電話連絡をもって申請扱とします。
 - (2) 作業実施 ※作業の際、下記報告用写真を撮影（フィルム・デジタル問わず）
 - ・集合写真 撮影者を除く参加者全員が写る写真を作業現場にて撮影
 - ・車写真 経費に計上する車全てを作業現場にて撮影
※上記 2 写真は事業経費の照合のために使用します。
 - ・現場写真 作業前・作業中・作業後を各 3 枚以上撮影
 - (3) 提出資料作成（写真・参加者名簿）
 - (4) 組合へ完了報告 ※電話にて事前に来庁時間を担当と調整ください。
- 5 持参する物 完了報告で組合事務所へ来庁する際に持参する物
 - * 作業写真 ※現像写真又は A4 印刷用紙に 8 枚集約等で出力した物でも可
 - * 参加者名簿 ※手書き、印字問わず
 - * 印鑑（代表者の認印とあれば団体印）
 - * 振込先口座情報（申請団体と整合性のある団体名義口座、個人名義は不可）
- 6 補助金交付 完了報告後から 1 ヶ月以内に指定口座に振り込み

※ その他不明な点は組合までお問い合わせください。

箱根山組合
事務所：三島市中央町 5-5
三島市役所中央町別館 4 階
TEL：055-976-1013 FAX：055-9761043
Mail：hakonesan@city.mishima.shizuoka.jp